



## 夏休みにおける青少年の健全育成

もうすぐ、子どもたちが心弾ませる夏休みがやってきます。学校生活を離れた子どもたちは、家庭や地域で40日あまりを過ごすこととなります。地域での社会体験活動や自然体験活動などに参加して、心身ともにたくましく成長することを願っています。

一方で、毎年、命に関わる事件や事故が発生しています。また、非行の芽生えやいろいろな被害に遭う危険性もあります。大人の声かけにより事件・事故ゼロの夏休みにしたいものです。

青少年育成センターでは、校外生活指導連絡会、校区青少年育成連絡会、警察、PTA等と連携を図りながら、子どもたちの非行防止や被害防止等に努めます。



### 補導員・育成センターの巡回指導状況より〔4月～5月〕

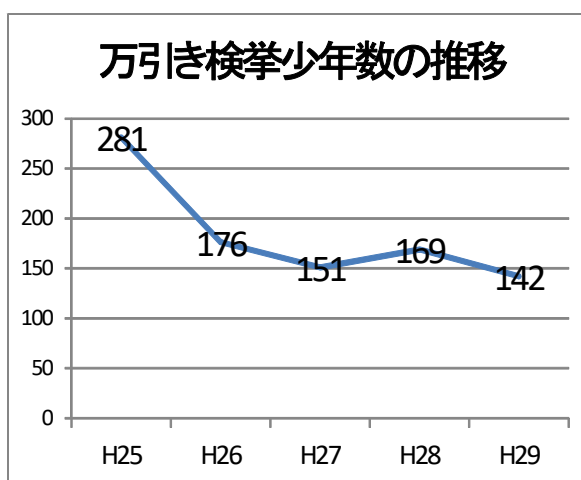
- 東公園で小学生の男児4人と女児3人が遊具で遊んでいたため、6時が過ぎたので帰るように声かけをしたらすぐ帰って行った。
- JR霧島温泉駅構内敷地広場にて、午後7時を過ぎても帰宅する様子がない数名のバイク高校生に忠告したところ、素直にその場を移動した。
- イオンゲームコーナーで小学生2名がゲームをしていたので、保護者同伴でないと遊戯できないと注意した。
- 宮ノ杜ふれあい公園周辺を巡回中、ベンチに腰掛けて様子が不審であった男女の高校生を発見注意したところ、素直に聞き入れ現場から立ち去っていった。
- 自転車に乗った小学生男児が、右側通行したり、ヘルメット未着用等のルール違反があったりしたので、それぞれ呼び止め、注意指導した。
- 中3年男子が雨中、自転車で傘をさし片手運転していた。片手運転は禁止されていることを言い、学校まで押していくように指導した。従った。
- 上床公園にソフトボールをバットで打ち合っている子どもが2人いた。帰宅時間が過ぎていたので注意したら、渋々ながら帰って行った。
- 各巡回時、どの学校の児童・生徒も礼儀正しくよくあいさつをし、交通マナーもよく守っていた。

【鹿児島県警「少年白書」より】

平成29年、県内では142人の少年が万引きで検挙され、霧島市でも24人が検挙されています。「これくらいの小物なら・・・」「これくらいの低価格なら・・・」などという安易な気持ちが自分を非行の道へと発展させていきます。また、自分だけではない、友達もやっている、一緒にあれば怖くないという集団心理がはたらき、自分の気持ちを抑える心より、責任転嫁する心が強く作用し、正道を外れていきます。

**「万引きは窃盗という犯罪」**です。

この罪意識の希薄さが大きな問題です。学校や家庭等あらゆる場で語り込み、認識を深めていきたいものです。



**万引きは、窃盗(刑法第235条) 10年以下の懲役または50万円以下の罰金となります。商品を返してもダメ！ 見張り役も同罪です。**